

4 申込みに必要な書類

すべての書類がそろっていない場合は、受付できかねます。

※豊島区中小商工業融資借入申込書と創業計画書はとしまビジネスサポートセンターホームページよりダウンロードできます。 <https://www.toshima-biz.com/>

※下記書類の他にも提出をお願いする場合があります。

1 運転資金・設備資金・小企業資金・小企業借換資金・経営安定借換資金を利用される方

個人事業主	法人
☐ ①豊島区中小商工業融資借入申込書 *申請印は個人事業主の登録印 *コピー不可	☐ ①豊島区中小商工業融資借入申込書 *申請印は法人代表者の登録印 *コピー不可
☐ ②個人事業主の直近の住民税納税証明書のコピー	☐ ②法人代表者の直近の住民税納税証明書のコピー
*令和6年または7年1月1日現在の住民登録地の税務課で発行されます *非課税の場合でも非課税証明書が必要です *令和6年または7年1月1日現在豊島区に個人事業主、法人代表者の住民登録があり、区が納税状況を確認することを承諾する場合は不要です（代行申請の場合は代行者にお伝えすることがあります）	
☐ ③直近の個人事業税の納税証明書のコピー *都税事務所（P5参照）で発行されます *非課税の場合は、不要です	☐ ③直近の法人事業税・法人住民税の納税証明書のコピー *都税事務所（P5参照）で発行されます
☐ ④直近の所得税確定申告書及び決算書一式のコピー	☐ ④直近の法人税確定申告書及び決算書一式のコピー
☐ ⑤見積書（資金使途が設備の場合）のコピー	☐ ⑤見積書（資金使途が設備の場合）のコピー
*以下の要件を備えた見積書であること a 借受人の会社名、氏名が記載されたもの b 新・増改築、修繕の場合は、物件の住所等が記載されたもの c 発行日から1か月以内で見積業者の社名・社印のあるもの（スタンプ及び担当者印は不可） d 内訳の添付があるもの	
	☐ ⑥履歴事項全部証明書のコピー *法務局（P5参照）で発行されます *発行から3か月以内のもの

※借換で、旧債務を扱っている金融機関とは異なる金融機関を利用する場合には、旧債務の金融機関の同意書（信用保証協会所定の様式のコピー）が必要となります。

2 起業資金を利用される方

☐ (1) 上記の①・②・⑤・⑥（⑥は法人で登記済みの場合のみ）
☐ (2) 創業計画書（所定様式）、創業計画添付書等（面談でお渡しします）
☐ (3) 資格・許認可等を必要とする業種は、その資格・許認可証等
☐ (4) 相談員との面談で準備・作成した書類